

日本スポーツ振興センター災害共済給付金請求を継続される卒業生の皆様へ

災害共済給付制度では、給付金の支給が行われる期間及び時効による権利の消滅について次のとおり定められています。

1 支給が行われる期間等

(1) 医療費

初診から、最長 10 年間にわたり支給

(2) 障害見舞金

学校の管理下の負傷および疾病が治った後残った障害について請求可能
障害の原因となる負傷および疾病の医療費支給開始後であれば期間の限定なし

(3) 死亡見舞金

死亡の原因となる負傷および疾病の医療費の支給開始後 10 年以内の死亡の場合支給

2 時効による権利の消滅

(1) 医療費

請求該当月から 2 年を超えるもの

(2) 障害見舞金

症状の固定した日から 2 年を超えるもの

(3) 死亡見舞金

死亡した日の翌日から 2 年を超えるもの

例：平成 29 年 3 月分医療費請求は平成 31 年 2 月末日までに保健室へ提出をお願いします

3 卒業後の請求手続き

卒業した後の災害共済給付の請求手続きは、最後に在籍した学校が行うことになっています。必要書類を保健室に提出してください。連絡をいただければ郵送でもかまいません。

請求書類提出先

千葉県立薬園台高等学校 保健室

〒274-0077

船橋市薬円台 5 丁目 34 番 1 号

TEL 047 (464) 0011 (代)

FAX 047 (463) 4039